

事 務 連 絡  
平成19年7月17日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
企画法令係

「健康保険法等の一部を改正する法律の施行事務に関するQ&A 2」  
等の送付について

平素より国民健康保険制度の運営に御尽力賜り深く御礼申し上げます。  
さて、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の平成20年4月施行分に係る制度改正事項に関するQ&Aを、本年5月11日付け事務連絡にて送付させていただいているところですが、その後の各都道府県からの御照会事項につきまして、新たに別添のとおりQ&A2等として取りまとめましたので、貴管内保険者等への周知等、特段の御配慮をお願いいたします。なお、本件に関する御質問等につきましては、各都道府県の国民健康保険主管課から、Eメール又はFAXにて下記連絡先まで御連絡いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

（添付資料）

- 別添1 健康保険法等の一部を改正する法律の施行事務に関するQ&A 2
- 別添2 退職者医療制度の経過措置に伴う各種様式の取扱いについて

連絡先

厚生労働省保険局  
国民健康保険課企画法令係

FAX 03-3504-1210  
E-mail kokuho@mhlw.go.jp

## 健康保険法等の一部を改正する法律の施行事務に関する Q & A 2

\* 改正政省令の公布・施行前における当該 Q & A に基づく準備行為（例えば、被保険者証及び高齢受給者証等各種様式の交付など）を行うことについては、差しつかえないものである。

### ○退職者医療制度の経過措置関係

Q 1 退職者医療制度の経過措置について、平成 26 年度で完全に退職被保険者等がいなくなり、平成 27 年度からはすべて一般被保険者となるのか。それとも、平成 27 年 3 月までに 65 歳に到達していない退職被保険者については、平成 27 年 4 月以降も、65 歳に到達するまで退職被保険者として継続されるのか。

A 平成 26 年度中までは退職被保険者等の新規適用を行い、平成 27 年度以降は、退職被保険者全員が 65 歳到達等で前期高齢者（一般被保険者）となる（あるいは資格喪失する）まで、退職被保険者等が属する市町村においては制度を存続させることとなります。

Q 2 退職被保険者について、平成 20 年 3 月 31 日までに 65 歳の誕生日を迎える者については、平成 20 年 4 月 1 日に退職被保険者から一般被保険者となるが、退職被扶養者についても、同時に一般被保険者となるのか。

A お見込みのとおり。

Q 3 退職被保険者本人の適用については、国民健康保険法施行規則第 4 条第 4 項により職権での処理が可能とされているが、65 歳到達による退職の資格喪失の届出及び一般被保険者の資格取得の届出を省略し、職権での処理が可能とされるような改正は予定されているのか。

A 65 歳到達により、退職被保険者及びその被扶養者でなくなったことの届出及び一般被保険者の資格取得の届出については、公簿等によって 65 歳到達を確認することができるときは、ともに省略させることができることとする規定を設ける予定である。なお、この場合において、一般被保険者証を職権で発行することについては差し支えないものとする予定である。

## ○保険料（税）賦課関係

Q 4 保険者の判断により、賦課の時点から2割の減額賦課を行って差し支えないとのことだが、賦課の時点から2割の減額賦課を行った場合は、申請を求めなくてよいのか？

また、この取扱いは特別徴収になると見込まれる世帯（65歳以上75歳未満で構成される世帯）に限られるものか。

A 前段については、申請によらず賦課時点から2割軽減を適用できるようにする予定である。後段については、特別徴収世帯に限らず、普通徴収世帯も含めた全世界帯を対象とする。

2割軽減の賦課時点からの適用を行うに当たっては、各市町村において、前年度所得のみに基づき2割軽減の適用の可否を判断し、すべての対象者について処理することが前提になる。

Q 5 2割軽減の賦課時点からの適用は、平成20年度の賦課より実施可能となるのか。

A お見込みのとおり、平成20年度からの実施可能となるよう改正を行う予定である。

## ○後期高齢者医療制度創設に伴う国保資格取得の届出関係

Q 6 被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療の被保険者となったことにより、その被扶養者が国民健康保険に異動する場合は、被保険者資格取得の届出が必要か。

A 必要と考えている。このため、平成20年4月1日以降に国民健康保険に異動する者については、各被用者保険保険者より、国民健康保険への届出を行うよう、周知徹底を行うよう要請する予定である。被用者保険からの異動の際には従来通り、被用者保険の資格喪失証明が交付されるため、これを確認の上、適正な適用を計られたい。

○各種様式の記載事項等の変更関係

Q7 平成19年5月11日付け事務連絡「健康保険法等の一部を改正する法律の施行事務に関するQ&Aについて」（以下「5/11Q&A」という。）のQ6において、75歳到達により後期高齢者医療制度の対象となる者の被保険者証の有効期限について示されているが、65歳到達により退職被保険者から一般被保険者に切り替わる者についてはどうなるのか。

A 65歳到達により退職被保険者から一般被保険者に切り替わる者に係る被保険者証の有効期限は、65歳の誕生日の属する月（誕生日が月の初日であるときは、その前月）の末日となる。

Q8 退職被保険者は、65歳到達により一般被保険者への切り替えが必要になるが、それにあわせて「保険者番号」が変更（頭の「67」がなくなる）となる。この場合、被保険者証等は必ず再交付としなければならないか。

例えば、『平成20年4月以降は、一般被保険者になります。』というような表示をすることにより、平成20年7月31日まで有効なものとして取り扱ってよろしいか。

A 平成20年4月1日までに65歳の誕生日を迎える者については、退職被保険者証の有効期限を平成20年3月31日までとして交付し、新たな一般被保険者証を交付することが原則である。再交付をしない方法としては、医療機関等におけるレセプトへの転記誤り等を防ぐ観点からも、被保険者証に保険者番号を並記するかたちであれば可能とする。（「みなし」規定及び「取り繕い」規定をおくことは想定していない。）

なお、被保険者の記号・番号が変更になる場合は、再交付の取扱いとされたい。

例： 

●	●	●	●	●	●
---	---	---	---	---	---

（平成20年3月31日までは「67●●●●●●」）

Q9 有効期限の設定方法は、高齢受給者証や減額認定証等、他の様式についても同様と考えて取り扱ってもよいか。

A 差し支えない。

Q 1 0 これまで示されている各種様式の有効期限や記載事項の取扱いについては、国保組合においても同様と考えて取扱ってもよいか。

A 差し支えない。

Q 1 1 5 / 1 1 Q & A の Q 6 について、次回の更新期日までに 7 5 歳到達により後期高齢者となる者の被保険者証の有効期限はどのように設定すればよいか。

- ① 7 5 歳誕生日の前日
- ② 7 5 歳誕生日

A 国民健康保険の資格喪失日は 7 5 歳の誕生日の翌日となるが、被保険者証の有効期限は各保険者の判断により、①若しくは②のどちらで設定しても差し支えないが、被保険者資格重複機関に係る事後精算を少なくする観点から、なるべく①により対応されたい。

また、平成 2 0 年 3 月 3 1 日までに 7 5 歳の誕生日を迎えた者については、前記と同様の考え方より、「平成 2 0 年 3 月 3 1 日」若しくは「4 月 1 日」（後期高齢者の資格取得日）のいずれの有効期限でも可能とするが、なるべく「平成 2 0 年 3 月 3 1 日」でご対応されたい。

Q 1 2 5 / 1 1 Q & A の Q 6 の取扱いに関連し、退職被保険者の被扶養者が 2 0 年 4 月 2 日以後に 6 5 歳の誕生日を迎える場合、被保険者証の有効期限は世帯の他の者と異なる有効期限としてよろしいか。

A 差し支えない。

Q 1 3 被保険者証等を平成20年4月に切り替えをせずそのまま使用する場合には、裏面の記載について、

①「被保険者の資格がなくなったとき、老人保健法の医療を受けることができるに至ったとき…」とあるのは、「被保険者の資格がなくなったとき、老人保健法（平成20年4月以降は、高齢者の医療の確保に関する法律）の医療を受けることができるに至ったとき～」と表示する必要があるか。

A 平成20年4月以降、後期高齢者医療制度の資格取得については、裏面記載事項の「被保険者の資格がなくなったとき」で読み込め、また「老人保健法の医療を受けることができるに至ったとき」は、該当者がいなくなるため、特に変更を加えることなく発行しても差し支えない。

Q 1 4 被保険者証等を平成20年4月に切り替えをせずそのまま使用する場合には、裏面の記載について、

②「…3歳の誕生日の属する月（誕生日が月の初日である場合はその前月）以前の場合は…」とあるのは、どのように記載することで対応が可能となるのか。

A 以下の記載であれば差し支えない。なお、当該事項は医療機関等の窓口における一部負担割合の変更のため、「みなし」規定は設けず対応することとする。

「…6歳の誕生日以後の最初の3月31日（誕生日が4月1日である場合はその前日の3月31日）以前の場合（平成20年3月31日までは3歳の誕生日の属する月（誕生日が月の初日である場合はその前月）以前の場合）は…」

Q 1 5 旧様式の被保険者証（世帯証）を使用している場合における有効期限等の設定方法について、例えば、次回の更新期日までの間に75歳に到達する被保険者が世帯内にいる場合、

① 他の世帯員と有効期限を別にしたい場合は、被保険者証を別にもう1枚発行するという取扱いは可能か。

② 被保険者証は世帯1枚で、75歳到達見込みの者の氏名欄、備考欄等にその者の有効期限を記載するという処理は可能か。

また、退職被保険者の被扶養者が更新期日までの間に65歳に到達する場合はどうか。

A ①、②ともに取扱いは可能である。また、退職被保険者の被扶養者についても同様の取扱いは可能である。なお、これらの取扱いを行うに当たっては、医療機関や被保険者等への周知を徹底していただきたい。

- 退職者医療制度の経過措置に伴う各種様式の取扱いについて
  - ・ 平成20年4月以降、退職者医療制度が段階的に廃止されることに伴い、65歳以上の退職被保険者はすべて一般被保険者へと切り替わることになる。
  - ・ 切り替えに伴い、被保険者証や高齢受給者証等の各種様式について、一般と退職では保険者番号が異なる（退職の場合は番号の頭に「67」がつく。）ため、保険者番号の記載のある様式は、原則再交付となる。
  - ・ いくつかの市町村より、各種様式の記載事項の中で、保険者番号以外に変更点がない場合には、あらかじめ記載事項を工夫しておくことにより、再交付をせずにそのまま通常の有効期限まで使用できるような方法がないか、照会が寄せられているところ。
  - ・ 各種様式の裏面の注意事項については、記載事項の工夫で対応は可能と考えているが、問題となるのは「保険者番号」である。
  - ・ 「保険者番号」の変更についての対応案としては、以下が考えられるところ。
    - ① そのまま旧様式を新様式とみなして使用する（法令上、「みなし規定」を設ける）
    - ② 変更部分についてのシールを貼る等の方法で対応する（法令上、「取り繕って」使用できると規定する）
    - ③ 保険者番号を並記する（平成〇年〇月〇日までは「67□□□□□□」）
  - ・ 「保険者番号」はレセプト記載事項であり、また診療報酬請求書上においても一般と退職を分けて提出することとしているため、仮に被保険者証等の各種様式において、退職から一般に切り替わっていることが判別しにくい状態となってしまうと、医療機関における事務処理に多大な影響を与えるおそれもでてくると考えられる。また、医療費統計など、一般と退職をわけて報告する事項など各種集計業務にも影響があると考えられる。
  - ・ 以上を踏まえると、各種様式等における対応としては、上記③の保険者番号の並記方式が適当である。
  - ・ 参考として、平成20年4月の制度施行前に各種様式を発行する際の様式例を添付するので、各保険者において適宜ご対応いただきたい。

(表 面)

国民健康保険 被保険者証	有効期限 年 月 日				
記号	番号				
氏名	性別				
生年月日	年 月 日				
資格取得年月日	年 月 日				
交付年月日	年 月 日				
世帯主氏名					
住所					
保険者番号	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td></tr></table>				
保険者名	印				

(裏 面)

注 意 事 項

- この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。
- 保険医療機関等について診療を受けようとするときは、必ずこの証を(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合は高齢受給者証を添えて)その窓口で渡してください。なお、平成20年3月31日までの間、老人保健の医療を受けることができる方は、老人保健の健康手帳に、この証を添えてください。
- 診療を受けるときに支払う金額は、6歳の誕生日以後の最初の3月31日(誕生日が4月1日である場合はその前日の3月31日)以前の場合(平成20年3月31日までは3歳の誕生日の属する月(誕生日が月の初日である場合はその前月)以前の場合)は、保険診療の費用(入院時の食事療養又は生活療養に要する費用を除く。)の2割となります。また、70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合は、高齢受給者証に示す割合となります。
- 被保険者の資格がなくなったとき又は退職被保険者若しくはその被扶養者となったときには、直ちにこの証を市町村(組合)に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村(組合)にその旨を届け出てください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

特別の事情がないのに保険料(税)を滞納した場合、この証を返還していただくことがあります。また、特別の事情がないのに納期限から1年間経過しても保険料(税)を滞納している場合、この証を返還していただきます。

備 考

- 備考
- プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
  - 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
  - 一部負担金の割合を減じている保険者については、表面に「一部負担金の割合」欄を設け、その一部負担割合を表示する。
  - 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。
  - 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

(表 面)

国民健康保険 被保険者証	有効期限	年 月 日
(被 保 険 者)		退
記 号	番 号	
氏 名	性 別	
生 年 月 日		年 月 日
該 当 年 月 日		年 月 日
交 付 年 月 日		年 月 日
世帯主氏名		
住 所		
保険者番号		
保険者名		印

頭の2桁  
は削除可。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(平成〇年〇月〇日までは「67□□□□□□」)

(裏面)

注意事項

1. この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。
2. 保険医療機関等について診療を受けようとするときは、必ずこの証を（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は高齢受給者証を添えて）その窓口で渡してください。
3. 診療を受けるときに支払う金額は、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養又は生活療養に要する費用を除く。）の高齢受給者証に示す割合となります。
4. 被保険者の資格がなくなったとき 又は 老人保健法の医療を受けることができるに至った ときには、直ちにこの証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
5. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
6. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

特別の事情がないのに保険料(税)を滞納した場合、この証を返還していただくことがあります。また、特別の事情がないのに納期限から1年間経過しても保険料(税)を滞納している場合、この証を返還していただきます。

備考

- 備考
- 1 プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
  - 2 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
  - 3 一部負担金の割合を減じている保険者については、表面に「一部負担金の割合」欄を設け、その一部負担割合を表示する。
  - 4 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。
  - 5 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

表面に保険者番号を並記しない場合は「、」

表面に保険者番号を並記しない場合は「とき又は65歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）に至ったときには」



(裏面)

注意事項

1. この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。
2. 保険医療機関等について診療を受けようとするときは、必ずこの証を(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合は高齢受給者証を添えて)その窓口で渡してください。
3. 診療を受けるときに支払う金額は、6歳の誕生日以後の最初の3月31日(誕生日が4月1日である場合はその前日の3月31日)以前の場合(平成20年3月31日までは3歳の誕生日の属する月(誕生日が月の初日である場合はその前月)以前の場合)は、保険診療の費用(入院時の食事療養又は生活療養に要する費用を除く。)の2割となります。また、70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合は、高齢受給者証に示す割合となります。
4. 被保険者の資格がなくなったとき又は老人保健法の医療を受けることができるに至ったときには、直ちにこの証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
5. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
6. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

特別の事情がないのに保険料(税)を滞納した場合、この証を返還していただくことがあります。また、特別の事情がないのに納期限から1年間経過しても保険料(税)を滞納している場合、この証を返還していただきます。

備考

- 備考
- 1 プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
  - 2 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
  - 3 一部負担金の割合を減じている保険者については、表面に「一部負担金の割合」欄を設け、その一部負担割合を表示する。
  - 4 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。
  - 5 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

表面に保険者番号を並記しない場合は「、」

表面に保険者番号を並記しない場合は「とき又は65歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)に至ったときには」

(表 面)

国民健康保険 高齢受給者証	有効期限 年 月 日								
記号	番号								
氏名	性別								
生年月日	年 月 日								
交付年月日	年 月 日								
発効期日	年 月 日								
一部負担金の割合	例：2割（平成20年3月31日までは1割）								
世帯主氏名									
住所									
保険者番号	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>								
保険者名	印								

(平成〇年〇月〇日までは「67□□□□□□」)

頭の2桁  
は削除可

(裏 面)

注 意 事 項

1. この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。
2. 保険医療機関等について診療を受けようとするときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。
3. 被保険者の資格がなくなったとき、老人保健法の医療を受けることができるに至ったとき又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を市町村(組合)に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
4. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村(組合)にその旨を届け出てください。
5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備 考

- 備 考
1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
  2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
  3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。
  4. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

(表面)

<div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 5px;">国民健康保険標準負担額減額認定証</div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">交付年月日      年      月      日</p>			
記号		番号	
世帯主 (組合員)	住所		
	氏名		男・女
減額 対 象 者	氏名		男・女
	生年月日	昭・平	年      月      日
発効 <del>行</del> 期日	平成      年      月      日		
有効期限	平成      年      月      日		
長期入院 該当	平成      年      月      日	から	保険者 印
保険者番号並 びに保険者の 名称及び印	<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> </div> <p style="text-align: center; color: red; margin-top: 10px;"><u>(平成〇年〇月〇日までは「67□□□□□□」)</u></p>		

頭の2桁  
は削除可

(裏面)

注 意 事 項

- 一 この証によって入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。
- 二 保険医療機関等について入院をするときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。
- 三 被保険者の資格がなくなったとき、老人保健法の医療を受けることができるに至ったとき、減額認定の条件に該当しなくなったとき、又はこの証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市町村(組合)に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村(組合)にその旨を届け出てください。
- 五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備考

- 1 この証は、減額対象者1人ごとに作成すること。
- 2 「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日を記載すること。
- 3 注意事項注三の「また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。」は、保険者が国民健康保険組合であるときは、記載を要しないこと。
- 4 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 5 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">国民健康保険特定疾病療養受療証</div>											
交付年月日      年    月    日											
認定疾病名											
記号		番号									
被保険者名	氏名										
	生年月日	昭・平	年    月    日								
発効期日	平成    年    月    日										
有効期限	平成    年    月    日										
自己負担限度額											
保険者番号並びに保険者の名称及び印	<table border="1" style="margin: 0 auto;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table> <p style="text-align: center; color: red; margin-top: 5px;">(平成〇年〇月〇日までは「67□□□□□□」)</p>										

頭の2桁は削除可

注 意 事 項

- 一 この証によって認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに一ヶ月につき表面に記載された自己負担限度額を最高限度とします。  
ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることとなります。
- 二 保険医療機関等について認定疾病に係る診療を受けようとするときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。
- 三 被保険者の資格がなくなったとき、老人保健法の医療を受けることができるに至ったとき、自己負担限度額が変更されたとき又はこの証の有効期限に至ったときは、直ちに、この証を市町村(組合)に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村(組合)にその旨を届け出てください。
- 五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備 考

1. この証は、被保険者1人ごとに作成すること。
2. 「発効期日」欄には、この証が有効となる年月日を記載すること。
3. 「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日を記載すること。
4. HIV、血友病、人工透析(70歳以上)に係る特定疾病療養受療証における「有効期限」の欄には、「~~平成有効期限~~ \*\*年\*\*月\*\*日」と記載すること。
5. 「自己負担限度額」の欄には、「1万円」又は「2万円」と記載すること。
6. この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
7. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第二(第二十八条関係)

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px;">国民健康保険特別療養証明書</div>									
交付年月日      年      月      日交付 有効期間    年 月 日から    年 月 日まで									
世帯主	氏名								
	住所								
受給者の氏名	氏名	生年月日							
	現住所	年 月 日生							
	一般被保険者・退職被保険者等の別	男・女							
		1 一般被保険者 2 退職被保険者（平成〇年〇月〇日以降は「1」） 3 2の被扶養者							
保険者	所在地								
	保険者番号、名称及び印	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">□</td> </tr> </table>			□	□	□	□	□
		□	□	□	□	□	□		
		(平成〇年〇月〇日までは「67□□□□□□」)							
療養給付の記録	保険医療機関等の名及び印並びに 保険医等の氏名 (印)	氏名							
傷病名									
開始年月日	昭和 平成 年 月 日	昭和 平成 年 月 日							
入院年月日	昭和 平成 年 月 日	昭和 平成 年 月 日							
終了年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日							
転帰									
請求金額	円	円							

退職被保険者等がない市町村については当該欄を削除

備考 この用紙は、B列5番とすること。

(裏面)

(表面)

注意事項

1. この証で診療を受けるときには、診療費用の全額を支払ってください。
2. 保険医療機関等について診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。
3. 滞納している保険料(税)を納付したときは、被保険者証を交付します。
4. 災害等の特別な事情が生じたときや、障害者自立支援法の自立支援医療等の公費負担医療を受けることができるに至ったときは、速やかに申し出てください。
5. 被保険者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を市町村(組合)に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
6. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて市町村(組合)にその旨を届け出てください。
7. 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんので、速やかに、市町村(組合)に提出して、検認又は更新を受けてください。

国民健康保険被保険者資格証明書

交付年月日 年 月 日交付

有効期限 年 月 日まで

記号	資一	番号											
(組合員) 世帯主	住 所												
	氏 名		男・女										
(被扶養者) 被保険者	氏 名		男・女										
	生年月日	昭・平	年 月 日										
保険者	保険者番号 並びに保険者の名称及び印	<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>											

備考

- 1 注意事項中5の「また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。」は、保険者が国民健康保険組合であるときは、記載を要しないこと。
- 2 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
- 4 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

(裏面)

<p><b>注 意 事 項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。</li> <li>2. 保険医療機関等について診療を受けようとするときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。</li> <li>3. 被保険者の資格がなくなったとき、老人保健法の医療を受けることができるに至ったとき、又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を市町村(組合)に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。</li> <li>4. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村(組合)にその旨を届け出てください。</li> <li>5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。</li> </ol> <p style="margin-top: 20px;">備 考</p>
--

(表面)

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">国民健康保険高齢受給者証</div>			
交付年月日    年    月    日			
記 号		番 号	
世帯主 (組合員)	住 所		
	氏 名		男・女
対象被 保険者	氏 名		男・女
	生年月日		年 月 日
一 部 負 担 金 の 割 合	例：2割（平成20年3月31日までは1割）		
発 効 期 日		年 月 日	
有 効 期 限		年 月 日	
保険者番号並 びに保険者の 名称及び印	<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">□</div> </div> <p style="color: red; font-size: small; margin-top: 5px;">(平成〇年〇月〇日までは「67□□□□□□」)</p>		

頭の2桁は  
削除可

- 備考 1. この証は、対象被保険者1人ごとに作成すること。
2. この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
3. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
4. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

(裏面)

注 意 事 項

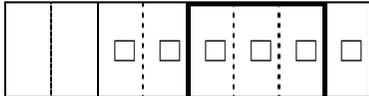
1. この証によって入院に係る療養又は厚生労働大臣が定める在宅時医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
2. 保険医療機関等について入院をするとき又は在宅時医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療を受けるときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。
3. 被保険者の資格がなくなったとき、高齢受給者証の交付を受けることができるに至ったとき、老人保健法の医療を受けることができるに至ったとき、記載された適用区分に該当しなくなったとき、この証の有効期限に至ったとき、又は世帯主が保険料(税)を滞納したため保険者が当該証の返還を求めたときは、直ちにこの証を市町村(組合)に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
4. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村(組合)にその旨を届け出てください。
5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備 考

(表面)

国民健康保険限度額適用認定証

交付年月日 年 月 日

記 号		番 号	
(組合員) 世帯主	住 所		
	氏 名		男・女
対 象 者 用	氏 名		男・女
	生年月日		年 月 日
発 効 期 日			年 月 日
有 効 期 限			年 月 日
適 用 区 分			
保険者番号並びに保険者の名称及び印		 <p>(平成〇年〇月〇日までは「67□□□□□□」)</p>	

- 備考
1. この証は、対象者1人ごとに作成すること。
  2. 適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の3第1項第2号に掲げる者である場合は「A」と、同項第1号に掲げる者である場合は「B」と、同項第3号に掲げる者である場合は「C」と記載すること。
  3. この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
  4. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
  5. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

(裏面)

注 意 事 項

- この証によって入院に係る療養又は厚生労働大臣が定める在宅時医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。
  - 入院の際又は在宅時医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
  - 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける際に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。
- 保険医療機関等について入院をするとき又は在宅時医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療を受けるときは、被保険者証及び高齢受給者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。
- 被保険者の資格がなくなったとき、老人保健法の医療を受けることができるに至ったとき、認定の条件に該当しなくなったとき、又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を市町村(組合)に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村(組合)にその旨を届け出てください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備 考

(表面)

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

交付年月日 年 月 日

記 号		番 号											
(組合員)	世帯主	住 所											
		氏 名	男・女										
対象者	適用・減額	氏 名	男・女										
		生年月日	年 月 日										
発 効 期 日		年 月 日											
有 効 期 限		年 月 日											
適 用 区 分													
長期入院 該当年月日	年 月 日	保 險 者 印											
保 險 者 番 号 並 びに 保 險 者 の 名 称 及 び 印		<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> <p>(平成〇年〇月〇日までは「67□□□□□□」)</p>											

- 備考
- この証は、対象者1人ごとに作成すること。
  - 適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の3第3項第4号に掲げる者である場合は「I」と、同項第3号に掲げる者である場合は「II」と記載すること。
  - この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
  - 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
  - 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

<p>支給について準用する。 (入院時生活療養費) 第五十二条の二 (略) 2 (略) 3 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項及び第四項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項から第八項まで、第四十五条の二並びに前条第三項から第五項までの規定は、保険医療機関について受けた生活療養及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。(後略) (保険外併用療養費) 第五十三条 (略) 2 (略) 3 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項及び第四項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項から第八項まで、第四十五条の二並びに第五十二条第三項から第五項までの規定は、保険医療機関等について受けた評価療養及び選定療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。(後略) (特別療養費) 第五十四条の三 (略) 2 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項及び第四項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項、第四十五条の二、第五十二条第五項、第五十三条第二項、第五十四条の二第三項、第八項及び第十項、第五十四条の二の二並びに前条の規定は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養及びこれに伴う特別療養費の支給について準用する。(後略) 3～5 (略)</p>	<p>有効期限 平成 年 月 日</p> <p>国民健康保険検査証 〔法第四十五条の二関係〕</p> <p>写真</p> <p>官職又は職名 氏 名</p>
--	--

(裏 面)

第 号

平成 年 月 日交付

厚生労働大  
臣、地方社  
会保険事務  
局長又は都  
道府県知事  
印

国民健康保険法(抄)

(保険医療機関等の報告等)

第四十五条の二 厚生労働大臣又は都道府県知事は、療養の給付に關して必要があると認めるときは、保険医療機関等若しくは保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは保険医療機関等について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、關係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4・5 (略)

(入院時食事療養費)

第五十二条 (略)

2~5 (略)

6 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項及び第四項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項から第八項まで並びに第四十五条の二の規定は、保険医療機関について受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りにすること。

(表 面)

及び第四項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項、第四十五条の二、第五十二条第五項、第五十三条第二項、第五十四条の二第三項、第八項及び第十項、第五十四条の二の二並びに前条の規定は、保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養及びこれに伴う特別療養費の支給について準用する。(後略)

3~5 (略)

有 効 期 限 平 成 年 月 日

国 民 健 康 保 険 検 査 証

[法第五十四条の二の三関係]

写真

官職又は職名

氏 名

(裏 面)

第 号

平成 年 月 日交付

厚生労働大  
臣、地方社  
会保険事務  
局長又は都  
道府県知事  
印

国民健康保険法 (抄)

(報告等)

第五十四条の二の三 厚生労働大臣又は都道府県知事は、訪問看護療養費の支給に関して必要があると認めるときは、指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の看護師その他の従業者であつた者(以下この項において「指定訪問看護事業者であつた者等」という。)に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定訪問看護事業者若しくは当該指定に係る事業所の看護師その他の従業者(指定訪問看護事業者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定訪問看護事業者の当該指定に係る事業所について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第四十五条の二第二項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

3 (略)

(特別療養費)

第五十四条の三 (略)

2 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りにすること。